

佐久市香坂山遺跡調査指導委員会設置要綱

(設置)

第1条 香坂山遺跡（以下「遺跡」という。）の国史跡指定に向け、必要な事項を検討するため、香坂山遺跡調査指導委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項について検討を行い、その結果に基づき、佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に指導及び助言をするものとする。

- (1) 遺跡の範囲確認のための試掘調査及び整理並びに研究方針に関すること。
- (2) 遺跡の保存活用に関すること。
- (3) 遺跡の文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定による史跡の指定に係る報告書及び具申書に関すること。
- (4) その他遺跡の調査、研究及び活用に関し、教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、考古学、自然科学、保存科学その他の学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会は、必要により専門部会を設けることができる。

(臨時委員)

第8条 委員会に専門的な事項を調査研究するために、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員の委嘱については、第3条第2項の規定を準用する。
- 3 臨時委員は、専門的な事項の調査が終了したときは、解任されるものとする。
(庶務)

第9条 委員会の庶務は、社会教育部文化振興課において処理する。
(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。